

<しんきんプログレス>商品概要説明書

2024年4月1日現在

1. 商品名	しんきんプログレス
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしているお客さま (1) 融資取引期間が6ヵ月以上の法人 ・ 当金庫の会員、または会員資格がある先。 ・ 岩手県信用保証協会の保証が得られる先。 ・ 決算データ入力により算出された評点が、当金庫所定の基準に該当する先。 (2) 融資取引期間が6ヵ月未満の法人 ・ 当金庫の会員、または会員資格を有する先。 ・ 決算データ入力により算出された評点が、当金庫所定の基準に該当する先。 (3) 個人事業主の方 ・ 当金庫の会員、または会員資格のある方。 ・ 当金庫とのご融資取引が6ヵ月以上ある方。 ・ 岩手県信用保証協会の保証が得られる方。 ・ 当金庫所定の基準に該当する方。
3. 資金使途	・ 運転資金。(旧債務返済資金および商品用不動産購入資金は除きます。) ・ 設備資金。(土地・建物取得資金は除きます。)
4. ご融資金額	・ 法人先 … 1,000万円もしくは平均月商の3ヵ月分のいずれか少ない額。 ・ 個人事業主の方… 500万円もしくは平均月商の3ヵ月分のいずれか少ない額
5. ご利用期間	・ 運転資金 5年以内。(据置期間は6ヵ月以内。) ・ 設備資金 10年以内。(据置期間は1年以内。)
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率
7. ご返済方法	・ 手形貸付…1年以内の一括払い。 ・ 証書貸付…元金均等払い、または元利均等払い。
8. 連帯保証人	・ 法人先…法人代表者。 ・ 個人事業主の方…不要。
9. 担保	・ 不要です。岩手県信用保証協会の保証となります。
10. 保証料	・ 岩手県信用保証協会所定の保証料となります。(年0.35%～年1.75%)
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決

	<p>を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みの際は、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。